

令和7年度豊かな海づくりに関する現地研修会実施要領

公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会

1. 目的

豊かな海づくりに関する現地研修会（以下、現地研修会）は、水産動植物の増殖や育成環境保全、資源管理、加工・流通、海業の振興等豊かな海づくりに関連する知見の理解を深め、きめ細かくこれらを普及・定着させることを目的とする。

2. 内容

現地研修会の内容は、当協会が都道府県から提案された水産動植物の増殖や育成環境保全、資源管理、加工・流通、海業の振興等豊かな海づくりに関係の深いテーマの中から適切なものを選定し主催する。

3. 研修対象者及び外部講師の招聘

現地研修会の対象は、漁業者及び漁連・漁協の役職員、都道府県の行政機関（普及員等を含む）、水産試験場等試験研究機関、栽培漁業センター、公益法人、市町村等の関係役職員、水産高校等教育機関の教職員等のうち、当該研修会のテーマに則した者（自由参加）とし、申請者（団体）以外の機関から講師を招へいし、講師と研修者との意見交換を十分に図れるよう配慮する。

4. 開催場所・日程

現地研修会は関係機関が指定した場所とし、日程は半日程度とする。

5. 進め方

- 1) 講師1～2名による講演
- 2) 必要に応じ、開催地の関係機関からの話題提供、報告等
- 3) 質疑応答、意見交換、情報交換、自由討論 等

6. 経費

現地研修会の開催に要する経費（講師旅費、謝金、会場費等。ただし、申請者（団体）に属する者が講師となる場合は助成対象外とする。）は当協会が負担する。

なお、経費の負担上限は20万円とするが、必要な場合には経費の上乗せを当協会が決定する。

7. 報告と資料の提供

現地研修会の開催地となった都道府県は、その開催概要及び資料を当協会に提出する。

開催概要及び研修に用いた資料は、原則として機関誌「豊かな海」やホームページに掲載し普及・啓発を図る。

8. その他

現地研修会の開催にあたり、当協会職員が現地に出向けない場合には、開催都道府県に対し、講師の対応等を依頼する。

現地研修会を開催するために必要であり、この実施要領に定めのない事項については当協会がその都度決定する。